

目 次

第1章 計画の概要

1 基本的な考え方	1
2 策定の背景	2
3 計画の体系	6

第2章 市民意識調査結果等からみる現状と課題

1 市民意識調査の結果	7
2 課題	26

第3章 あらゆる場を通じた人権施策の推進

1 学校教育における人権教育、同和教育の推進	28
2 生涯学習における人権教育の推進	30
3 市民に向けての人権教育の推進	31
4 市職員に向けての人権教育の推進	32
5 事業者などに向けての人権教育の推進	33
6 相談体制の充実	35
7 人権問題に関する講演会・研修等	35

第4章 分野別人権施策の推進

1 女性の人権	37
2 子どもの人権	39
3 高齢者の人権	41
4 障がいのある人の人権	43
5 部落差別問題(同和問題)	44
6 外国籍等住民の人権	47

7 インターネット等による人権侵害	48
8 新潟水俣病患者やその家族の人権	49
9 性的指向・性自認にかかわる人権	50
10 犯罪被害者やその家族の人権	51
11 感染症と人権侵害	52

第5章 人権施策推進に向けて

1 庁内推進体制の整備	53
2 関係機関との連携・協働	53
<参考資料>	54

障害の「害」の表記について

阿賀野市においては、平成26年3月の第2次阿賀野市障がい者計画策定を機に、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや、当事者への配慮から、平成26年4月阿賀野市「障がい」ひらがな表記取扱指針を策定し、原則的にひらがなで表記することとしました。

ただし、法律名や固有名詞、専門用語などは、漢字で表記しています。